

生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本設計・実施設計業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

生駒南小学校・生駒南中学校の整備においては、校舎の老朽化に伴う建て替えという目的のみならず、これからの学びに対応した教育環境を整備することに加え、学校教育と社会教育が融合した多様性のある学びが実現できる施設、地域住民や市民が学校施設を有効活用できる施設を目指すことで、南生駒地区一帯の活気あるまちづくりにも寄与できる施設を整備していくことを目標としている。

本市が目指す新しい学校づくりについては、「第3次生駒市教育大綱」に従い、「生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本構想」、「生駒南小学校・生駒南中学校施設一体型整備事業基本計画」を策定している。本業務は、本市の目指す教育を具現化し、『すべての人にとっての「学び」と「交流」の拠点』のビジョンのもと、施設の機能及び空間提案による設計者を選定することを目的とする。

(2) 業務名

生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本設計・実施設計業務

(3) 業務内容

別紙「生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本設計・実施設計業務仕様書」に基づき実施すること。

(4) 業務期間 契約締結の日から令和8年3月31日

※単年度の予算措置であることから令和8年3月31日を期限とするが、業務の進捗によっては双方協議のうえ期間の見直しを行うものとする。

2. 業務に要する費用（予定価格）

356,106,300円（税込み）

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 本市に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出し、令和7年度登録業者一覧表に建築設計で登録がある者。
- (2) 公示日現在から受託候補者特定の日までに生駒市による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 過去10年間に於いて地方公共団体の発注する、延床面積6,000㎡以上の文教施設整備事業の基本設計・実施設計業務の実績があること。

4. 現地見学会

(1) 実施日時

- ①令和7年5月22日（木）午前9時00分から午後12時00分
- ②令和7年5月22日（木）午後2時00分から午後5時00分
- ③令和7年5月23日（金）午前9時00分から午後12時00分
- ④令和7年5月23日（金）午後2時00分から午後5時00分

(2) 参加申込

ア 参加を希望する場合は別紙現地見学会参加申込書に必要事項を記入し、電子メールにて申し込むこと。メールの到達確認については、メール開封通知を設定するか、電話にて行うこと。

イ 提出期限

令和7年5月20日（火）午後12時00分まで

ウ 参加人数上限

参加者ごとに2名を上限とする。

エ 参加申込書記載の注意事項を必ず確認し、当日は事務局の指示に従うこと。

オ 日時連絡

令和7年5月20日（火）中に申込書送付のメールに返送する形で通知する。

5. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和7年5月15日（木）～令和7年5月28日（水）17時

(2) 提出方法

質問書（様式1）に記入のうえ電子メール又はFAXにて提出すること。

※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

※電子メールで提出の場合の案件名は、「【参加者名】生駒南小学校・生駒南中学校整備
事業基本設計・実施設計業務プロポーザルに係る質問」とすること。

(3) 回答日

令和7年6月4日（水）15時

(4) 回答方法

市公式ホームページに掲載

6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

下記に記載の部数

①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2）原本1部

②実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本6部

（副本については、提出時に提案者名をマスキング等で伏せた状態とすること。）

ア 会社概要（様式3）

イ 業務実績調書（様式4）

ウ 担当設計者調書（様式5）

エ 設計責任者の経歴及び実績等調書（様式6）

オ 再委託調書（様式7）

※再委託する場合のみ提出すること。

再委託先からの再々委託についても記載すること。

カ 現地見学会参加申込書（様式8）

キ 企画提案書（任意様式）

ク 参考見積書（任意様式）

ケ 工程表（様式9）

(2) 作成要領

別紙「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

(3) 提出期限等

①提出期限 令和7年6月17日（火）17時必着

②提出先 生駒市役所2階 教育総務課

③提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は、到着日時が証明できる方法を利用すること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く。

7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記8で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日:令和7年6月27日(金)予定

(2) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記審査基準に基づいて再評価するとともに、ヒアリング等の内容で加算点を追加し、最も優れている提案者(受託候補者)を特定する。

実施日:令和7年7月11日(金)予定

※実施時間、場所等については別途通知する。

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、電子メールで通知する。

②第2次審査

審査結果を書面及び電子メールにより通知する。

8. 審査基準及び配点

プレゼンテーション及びヒアリング審査は別紙「プロポーザル課題提示」に記載の審査基準に基づき審査する。

9. 日程

公示	令和7年5月15日（木）	
現地見学会申込締切	令和7年5月20日（火）	12時00分
現地見学会	令和7年5月22日（木）、23日（金）	
質問受付締切	令和7年5月28日（水）	17時00分
質問回答	令和7年6月4日（水）	15時00分
企画提案書等受付締切	令和7年6月17日（火）	17時00分必着

第1次審査	令和7年6月27日（金）予定
第1次審査結果通知	令和7年6月30日（月）予定
第2次審査	令和7年7月11日（金）予定
第2次審査結果通知	令和7年7月14日（月）予定
契約締結	令和7年7月下旬予定
業務開始	令和7年7月下旬予定

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコличествоが、「2.業務に要する費用（予定価格）」を超過したもの

11. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

12. その他留意事項

- (1) 提出以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないと、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の業務責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

13. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所 教育部 教育総務課 担当：土井

〒630-0288 生駒市東新町8-38
TEL: 0743-74-1111 (内線2660)
FAX: 0743-74-6464
メール: k-soumu@city.ikoma.lg.jp